

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第57号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1節 県民税</p> <p><u>（県民の福祉の増進に寄与する寄附金）</u></p> <p><u>第16条の2 条例第33条第2号の規則で定める寄附金は、国立大学法人、独立行政法人、日本赤十字社及び社会福祉法人が開設する県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）における業務に充てるためにそれらの法人に対して支出された寄附金とする。</u></p> <p>（個人の県民税に係る払込書の様式）</p> <p>第17条 略</p>	<p>第1節 県民税</p> <p>（個人の県民税に係る払込書の様式）</p> <p>第17条 略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第16条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成26年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。